

## 【表紙】

|                                                 |                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【公表書類】                                          | 発行者情報                                                                                                                                                                     |
| 【公表日】                                           | 2026年9月30日                                                                                                                                                                |
| 【発行者の名称】                                        | 株式会社サーティーフォー<br>(英語表記) Thirty Four co., ltd.                                                                                                                              |
| 【代表者の役職氏名】                                      | 代表取締役社長 唐橋 一孝                                                                                                                                                             |
| 【本店の所在の場所】                                      | 神奈川県相模原市緑区橋本一丁目14番3号<br>サーティーフォービル                                                                                                                                        |
| 【電話番号】                                          | 042-779-7766 (代表)                                                                                                                                                         |
| 【事務連絡者氏名】                                       | 取締役副社長CFO 渡邊 和哉                                                                                                                                                           |
| 【担当 J-A d v i s e r の名称】                        | 株式会社日本M&Aセンター                                                                                                                                                             |
| 【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】                  | 代表取締役 竹内 直樹                                                                                                                                                               |
| 【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】                  | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号                                                                                                                                                         |
| 【担当 J-A d v i s e r の財務状況が公表される<br>ウェブサイトのアドレス】 | <a href="https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/</a>                                                                                 |
| 【電話番号】                                          | 03-5220-5454                                                                                                                                                              |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】                              | 東京証券取引所 TOKYO PRO Market<br>なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。<br>名称：株式会社証券保管振替機構<br>住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号                                                                             |
| 【公表されるホームページのアドレス】                              | 株式会社サーティーフォー<br><a href="https://www.thirty-four.co.jp/">https://www.thirty-four.co.jp/</a><br>株式会社東京証券取引所<br><a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a> |

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

| 回次                                                           | 第33期<br>(中間) | 第34期<br>(中間) | 第35期<br>(中間) | 第33期       | 第34期      |
|--------------------------------------------------------------|--------------|--------------|--------------|------------|-----------|
| 決算年月                                                         | 2024年 6 月    | 2025年 6 月    | 2026年 6 月    | 2024年12月   | 2025年12月  |
| 売上高 (千円)                                                     | 3,625,232    | 2,597,504    | 2,457,572    | 10,424,483 | 5,378,019 |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)                                          | △296,364     | △301,174     | △147,506     | △222,879   | △587,020  |
| 親会社株主に帰属する中間 (当期)<br>純利益又は親会社株主に帰属する中<br>間 (当期) 純損失 (△) (千円) | △158,717     | △202,135     | △158,518     | 58,012     | △620,411  |
| 中間包括利益又は包括利益 (千円)                                            | △158,918     | △202,135     | △158,518     | 47,219     | △620,411  |
| 純資産額 (千円)                                                    | 999,055      | 980,402      | 402,743      | 1,205,193  | 561,262   |
| 総資産額 (千円)                                                    | 9,855,716    | 7,923,441    | 7,126,601    | 7,685,567  | 7,008,199 |
| 1株当たり純資産額 (円)                                                | 1,322.90     | 1,298.20     | 533.71       | 1,595.85   | 743.78    |
| 1株当たり中間 (当期) 純利益又は<br>1株当たり中間 (当期) 純損失 (△) (円)               | △210.16      | △267.66      | △210.07      | 76.81      | △821.79   |
| 潜在株式調整後1株当たり<br>中間 (当期) 純利益 (円)                              | —            | —            | —            | —          | —         |
| 自己資本比率 (%)                                                   | 10.1         | 12.4         | 5.7          | 15.7       | 8.0       |
| 自己資本利益率 (%)                                                  | △15.9        | △18.5        | △32.9        | 4.9        | △70.2     |
| 株価収益率 (倍)                                                    | —            | —            | —            | 18.7       | —         |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)                                        | △787,500     | △1,080,090   | 154,217      | 1,825,711  | △741,134  |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)                                        | 45,449       | 20,835       | △514,805     | 947,930    | 8,475     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)                                        | 501,483      | 700,830      | 422,875      | △1,663,199 | 55,513    |
| 現金及び現金同等物の中間期末<br>(期末) 残高 (千円)                               | 734,571      | 1,727,155    | 1,470,722    | 2,085,580  | 1,408,434 |
| 従業員数<br>(外、平均臨時雇用者数) (人)                                     | 126 (23)     | 138 (16)     | 139 (16)     | 135 (20)   | 140 (17)  |

- (注) 1. 第33期 (中間)、第34期 (中間)、第34期及び第35期 (中間) の潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益については、1株当たり中間 (当期) 純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第33期 (中間) の中間連結財務諸表についてOAG監査法人による中間監査を受けております。
3. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第33期及び第34期の連結財務諸表についてOAG監査法人による監査を受けております。
4. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第34期 (中間) 及び第35期 (中間) の中間連結財務諸表についてOAG監査法人による期中レビューを受けております。
5. 第33期 (中間) の株価収益率については、当社株式が非上場であったため、記載しておりません。
6. 第34期 (中間)、第34期及び第35期 (中間) の株価収益率については、1株当たり中間 (当期) 純損失であるため記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を()内に外数で記載しております。

(2) 発行者の経営指標等

| 回次                             | 第33期 (中間) | 第34期 (中間) | 第35期 (中間) | 第33期     | 第34期     |
|--------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 決算年月                           | 2024年6月   | 2025年6月   | 2026年6月   | 2024年12月 | 2025年12月 |
| 1株当たり配当額 (円)<br>(うち1株当たり中間配当額) | (一)       | (一)       | (一)       | 30.0 (一) | — (一)    |
| 配当性向 (%)                       | —         | —         | —         | 39.1     | —        |

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年6月30日現在

| セグメントの名称 | 従業員数 (人) |
|----------|----------|
| 総合不動産事業  | 49 (3)   |
| タクシー事業   | 78 (13)  |
| 報告セグメント計 | 127 (16) |
| 全社 (共通)  | 12 (0)   |
| 合計       | 139 (16) |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートアルバイト) は、最近1年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。

(2) 発行者の状況

2026年6月30日現在

| 従業員数 (人) | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 (年) | 平均年間給与 (千円) |
|----------|----------|------------|-------------|
| 56 (3)   | 44.6     | 4.6        | 5,709       |

| セグメントの名称 | 従業員数 (人) |
|----------|----------|
| 総合不動産事業  | 49 (3)   |
| 報告セグメント計 | 49 (3)   |
| 全社 (共通)  | 7 (0)    |
| 合計       | 56 (3)   |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートアルバイト) は、最近1年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、個人消費および設備投資に底堅さが見られた一方で、中東情勢の緊迫化（いわゆるナフサショック）に伴う原材料価格の高騰や円安の進行、さらには海外経済の減速懸念を背景として、依然として先行き不透明な状況が続きました。

住宅業界においては、日本銀行による金融政策の見直しを受けて長期金利が上昇し、住宅ローン金利にも緩やかな上昇圧力が生じました。また、前述の中東情勢等に起因する住宅建築コストの上昇は、当社の主力である住宅事業にとって重大なリスク要因となっており、現在も継続して注視すべき状況となっております。このような環境下、消費者の住宅取得に対する姿勢は一層慎重となり、特に初めて住宅を取得する層を中心に、購買行動を見送る傾向が強まりました。一方で、共働き世帯の増加や在宅勤務の定着といったライフスタイルの変化を背景に、住宅そのものに対するニーズは底堅く推移し、利便性や環境性能に優れた住宅への需要は引き続き堅調に推移しました。当社が事業を展開する首都圏および政令指定都市圏においては地価の高止まりに加え、継続する建築コスト上昇への対応として、需給バランスに即した価格設定や商品企画力の一層の強化が求められる状況となりました。

当社は、「不動産を通じて価値を創造する企業をコアに、顧客生涯密着型ビジネスを推進するライフサポート企業」をビジョンに掲げております。このビジョンのもと、当中間期においては厳しさを増す事業環境への対応として、主力である分譲住宅事業において、土地に最適な建物プランを設計し、土地建物セットの明瞭（オールインワン）価格で、カラーコーディネートを楽しんでいただけ、また手軽に注文住宅へのアップグレードも可能な「TOMOLI SMART design」の販売を開始し、お客様から高い評価をいただくことができました。加えて、構造材および端柄材に100%国産材を使用した住宅の供給を推進するとともに、長期優良住宅やBELS評価といった各種認定取得への対応を進めました。これにより、多様化する顧客ニーズや政府による省エネルギー住宅支援策に的確に対応する体制の強化を図りました。

これらの取り組みの結果、当中間連結会計期間の売上高は2,457百万円（前年同期比5.4%減）、営業損失は143百万円（前年同期は営業損失295百万円）、経常損失は147百万円（前年同期は経常損失301百万円）、親会社株主に帰属する中間純損失は158百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失202百万円）となりました。

セグメント業績は次の通りであります。

#### (総合不動産事業)

分譲住宅事業におきましては、上述の「TOMOLI SMART design」の販売開始により、従前の建売販売から建物請負を増やし、財務リスクの低減を図りながら事業運営を行っております。

また、事業用不動産事業につきましては、当中間期において3物件の売却が進捗しております。

その結果、当中間連結会計期間における総合不動産事業の売上高は2,134百万円（前年同期比8.3%減）、セグメント損失は167百万円（前年同期はセグメント損失303百万円）となりました。

#### (タクシー事業)

連結子会社において運営しているタクシー事業につきましては、適正なドライバーの採用推進と車両稼働率の維持に努めた結果、運送収入の増加に繋がり、前年に引き続き安定的な黒字基調を継続できております。

その結果、当中間連結会計期間におけるタクシー事業の売上高は341百万円（前年同期比14.3%増）、セグメント利益20百万円（前年同期比173.4%増）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,470百万円で、前連結会計年度末に比べ62百万円増加しております。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は154百万円となりました。これは主に税金等調整前中間純損失147百万円があった一方、仕掛販売用不動産の減少額314百万円があったことによるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は514百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出504百万円による

ものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は422百万円となりました。これは主に長期借入れによる収入2,099百万円があった一方、長期借入金の返済による支出974百万円、短期借入金の純減少額681百万円があったことによるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当社グループは受注から販売までの所要時間が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

第35期中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称      | 第35期中間連結会計期間<br>(自2026年1月1日<br>至2026年6月30日) | 前年同期比 (%) |
|---------------|---------------------------------------------|-----------|
| 総合不動産事業 (千円)  | 2,132,035                                   | 91.7      |
| タクシー事業 (千円)   | 325,536                                     | 120.6     |
| 報告セグメント計 (千円) | 2,457,572                                   | 94.7      |
| 合計 (千円)       | 2,457,572                                   | 94.6      |

(注) 1.セグメント間の取引については相殺消去しております。

## 3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、及び2026年3月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約及び継続企業の前提に関する重要事象等に関し、以下に記載いたします。

<担当 J-Adviserとの契約の解除に関する事項について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Marketに上場しております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと

- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

#### <J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」とします。）からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態なくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態なくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

#### ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の

末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

#### ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

#### ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

#### ⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

#### ⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正

意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

＜継続企業の前提に関する重要事象等＞

当社グループにおいて、前連結会計年度において大幅な減収となり、重要な営業損失567百万円、経常損失587百万円及び親会社株主に帰属する当期純損失620百万円を計上いたしました。この結果、2期連続の営業損失、経常損失となり、前連結会計年度末の純資産合計は561百万円となったことにより、一部の取引金融機関からの借入について財務制限条項に抵触することとなりました。取引金融機関とは良好な関係を構築し継続的な支援を表明いただいております、財務制限条項への抵触に関して期限の利益喪失に係る権利行使を行わない同意を得ております。

当中間連結会計期間においては、営業損失143百万円、経常損失147百万円及び親会社株主に帰属する中間純損失158百万円を計上し、純資産合計は402百万円となりました。

以上の状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消するべく、分譲住宅事業の再構築と拡大、事業用不動産事業の適正化及びタクシー事業の安定成長等の施策に注力し、早期の黒字化と経営基盤の再構築を図っております。

また、当社グループは当中間連結会計期間末の翌日から12ヶ月間の資金繰りについて検討を実施しております。総合不動産事業の新築分譲及び新築請負に保守的な仮定を置いた売上予測に基づく資金繰り計画を検討した結果、当中間連結会計期間末の翌日から12ヶ月間の資金繰りに重要な懸念はないと判断しております。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

## 5【重要な契約等】

当社グループの一部の借入契約に関しては財務制限条項が付されております。当該条項に抵触し期限の利益喪失請求が行われた場合には、資金繰りの悪化により当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

詳細につきましては、「第6 経理の状況 【注記事項】(追加情報)」に記載しております。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としています。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析 (資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は6,227百万円となり、前連結会計年度末に比べ420百万円減少いたしました。これは主に仕掛販売用不動産が314百万円減少したことによるものであります。固定資産は898百万円となり、前連結会計年度末に比べ539百万円増加いたしました。これは主に土地が369百万円、建物及び構築物が192百万円増加

したことによるものであります。

この結果、総資産は7,126百万円となり、前連結会計年度末に比べ118百万円増加いたしました。

(負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は2,688百万円となり、前連結会計年度末に比べ838百万円減少いたしました。これは主に短期借入金が768百万円減少したことによるものであります。固定負債は4,035百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,115百万円増加いたしました。これは主に長期借入金が1,099百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は6,723百万円となり、前連結会計年度末に比べ276百万円増加いたしました。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は402百万円となり、前連結会計年度末に比べ158百万円減少いたしました。これは主に親会社株主に帰属する中間純損失158百万円を計上したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は5.7%（前連結会計年度末は8.0%）となりました。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、賃貸用の収益不動産としてグレースヒル橋本（神奈川県相模原市緑区）の土地及び建物（取得価額529,105千円）を取得しております。また、大和店（神奈川県大和市）を開設し、店舗内装設備等38,632千円を計上しております。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

#### （1）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### （2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 中間連結会計期間末現在発行数(株)<br>(2026年6月30日) | 公表日現在発行数(株)<br>(2026年9月30日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名    | 内容                                            |
|-----------------------|-------------|-----------|-----------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------|
| 普通株式                  | 3,200,000   | 2,400,000 | 800,000                           | 800,000                     | 東京証券取引所<br>(TOKYO PRO Market) | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 計                     | 3,200,000   | 2,400,000 | 800,000                           | 800,000                     | —                             | —                                             |

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日                          | 発行済株式総数増減数(株) | 発行済株式総数残高(株) | 資本金増減額(千円) | 資本金残高(千円) | 資本準備金増減額(千円) | 資本準備金残高(千円) |
|------------------------------|---------------|--------------|------------|-----------|--------------|-------------|
| 2026年1月1日<br>～<br>2026年6月30日 | —             | 800,000      | —          | 100,000   | —            | —           |

## (6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

| 氏名又は名称             | 住所                                        | 所有株式数(株) | 株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------------|-------------------------------------------|----------|---------------------|
| 唐橋 和男              | 神奈川県相模原市緑区                                | 611,800  | 81.08               |
| 唐橋 孝子              | 神奈川県相模原市緑区                                | 80,000   | 10.60               |
| 唐橋 一孝              | 神奈川県相模原市緑区                                | 11,700   | 1.55                |
| 唐橋 二之              | 神奈川県相模原市緑区                                | 11,700   | 1.55                |
| 唐橋 宗三              | 神奈川県相模原市緑区                                | 11,700   | 1.55                |
| 株式会社 TAKA コーポレーション | 神奈川県相模原市緑区大島2383-1                        | 8,400    | 1.11                |
| 株式会社 いづみの          | 神奈川県愛甲郡愛川町中津6939-1                        | 3,000    | 0.40                |
| サーティーフォー社員持株会      | 神奈川県相模原市緑区                                | 2,200    | 0.29                |
| 株式会社 TABATA        | 神奈川県相模原市中央区田名8568-1                       | 1,100    | 0.15                |
| 吉武 浩               | 神奈川県相模原市中央区                               | 1,000    | 0.13                |
| 山下 正純              | 神奈川県藤沢市                                   | 1,000    | 0.13                |
| 清水 良純              | 神奈川県横浜市港南区                                | 1,000    | 0.13                |
| 齊藤 一男              | 埼玉県蕨市                                     | 1,000    | 0.13                |
| 花上 康一              | 神奈川県厚木市                                   | 1,000    | 0.13                |
| 株式会社 アヤノ塗装         | 神奈川県相模原市緑区東橋本4丁目6-7                       | 1,000    | 0.13                |
| 有限会社 秋山電工          | 神奈川県相模原市中央区千代田6丁目5-3                      | 1,000    | 0.13                |
| クオリティサポートシステム株式会社  | 東京都渋谷区代々木3丁目24-4<br>あいおいニッセイ同和損保新宿別館ビル10階 | 1,000    | 0.13                |
| 株式会社 白井商事          | 神奈川県相模原市南区当麻847-4                         | 1,000    | 0.13                |
| 計                  | —                                         | 750,600  | 99.47               |

(注) 1. 上記のほか、当社保有の自己株式45,400株があります。  
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

| 区分             | 株式数（株）      | 議決権の数（個） | 内容                                             |
|----------------|-------------|----------|------------------------------------------------|
| 無議決権株式         | —           | —        | —                                              |
| 議決権制限株式（自己株式等） | —           | —        | —                                              |
| 議決権制限株式（その他）   | —           | —        | —                                              |
| 完全議決権株式（自己株式等） | 普通株式45,400  | —        | 権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 完全議決権株式（その他）   | 普通株式754,600 | 7,546    | 同上                                             |
| 単元未満株式         | —           | —        | —                                              |
| 発行済株式総数        | 800,000     | —        | —                                              |
| 総株主の議決権        | —           | 7,546    | —                                              |

## ② 【自己株式等】

2026年6月30日現在

| 所有者の氏名又は名称                  | 所有者の住所                  | 自己名義所有株式数（株） | 他人名義所有株式数（株） | 所有株式数の合計（株） | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%） |
|-----------------------------|-------------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| （自己保有株式）<br>株式会社<br>サーティフォー | 神奈川県相模原市緑<br>区橋本1丁目14-3 | 45,400       | —            | 45,400      | 5.7                    |
| 計                           | —                       | 45,400       | —            | 45,400      | 5.7                    |

## 2 【株価の推移】

## (1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次    | 第33期     | 第34期     | 第35期（中間） |
|-------|----------|----------|----------|
| 決算年月  | 2024年12月 | 2025年12月 | 2026年6月  |
| 最高（円） | 1,440    | 1,440    | —        |
| 最低（円） | 1,440    | 1,440    | —        |

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

## (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別    | 2026年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|-------|---------|----|----|----|----|----|
| 最高（円） | —       | —  | —  | —  | —  | —  |
| 最低（円） | —       | —  | —  | —  | —  | —  |

(注) 1. 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2026年1月から2026年6月については、売買実績がないため記載しておりません。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間会計期間における役員の異動は、次の通りであります。

#### (1) 退任役員

| 役職名 | 氏名    | 退任年月日      |
|-----|-------|------------|
| 取締役 | 照山 裕史 | 2026年6月29日 |

#### (2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性6名、女性一名（役員のうち女性の比率一％）

## 第6【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

なお、当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、OAG監査法人により期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

|               | 前連結会計年度<br>(2025年12月31日) | 当中間連結会計期間<br>(2026年6月30日) |
|---------------|--------------------------|---------------------------|
| 資産の部          |                          |                           |
| 流動資産          |                          |                           |
| 現金及び預金        | 1,713,358                | 1,689,256                 |
| 売掛金及び契約資産     | 69,650                   | 50,525                    |
| 販売用不動産        | ※ 3,125,337              | 3,081,228                 |
| 仕掛販売用不動産      | 1,612,339                | 1,297,776                 |
| 前渡金           | 45,850                   | 26,550                    |
| その他           | 81,968                   | 82,392                    |
| 流動資産合計        | 6,648,505                | 6,227,730                 |
| 固定資産          |                          |                           |
| 有形固定資産        |                          |                           |
| 建物及び構築物（純額）   | ※ 74,573                 | 266,782                   |
| 機械装置及び運搬具（純額） | ※ 18,486                 | 14,934                    |
| 工具、器具及び備品（純額） | ※ 6,758                  | 6,020                     |
| 土地            | ※ 68,400                 | 437,909                   |
| リース資産（純額）     | 15,018                   | 23,946                    |
| 建設仮勘定         | 33,077                   | —                         |
| 有形固定資産合計      | 216,314                  | 749,594                   |
| 無形固定資産        |                          |                           |
| その他           | 13,657                   | 13,674                    |
| 無形固定資産合計      | 13,657                   | 13,674                    |
| 投資その他の資産      |                          |                           |
| 投資有価証券        | 20,764                   | 20,764                    |
| 長期前払費用        | 68,933                   | 67,113                    |
| その他           | 40,023                   | 47,724                    |
| 投資その他の資産合計    | 129,721                  | 135,601                   |
| 固定資産合計        | 359,693                  | 898,870                   |
| 資産合計          | 7,008,199                | 7,126,601                 |

(単位：千円)

|               | 前連結会計年度<br>(2025年12月31日) | 当中間連結会計期間<br>(2026年6月30日) |
|---------------|--------------------------|---------------------------|
| 負債の部          |                          |                           |
| 流動負債          |                          |                           |
| 買掛金           | 164,698                  | 196,445                   |
| 電子記録債務        | 221,239                  | 195,758                   |
| 短期借入金         | 1,490,410                | 721,933                   |
| 1年内償還予定の社債    | 36,000                   | 20,000                    |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,300,239                | 1,325,773                 |
| 未払金           | 120,802                  | 61,125                    |
| 未払法人税等        | 225                      | 289                       |
| 契約負債          | 88,875                   | 93,940                    |
| 完成工事補償引当金     | 6,900                    | 1,200                     |
| その他           | 97,736                   | 72,077                    |
| 流動負債合計        | 3,527,126                | 2,688,544                 |
| 固定負債          |                          |                           |
| 社債            | 250,000                  | 250,000                   |
| 長期借入金         | 2,599,878                | 3,699,231                 |
| 退職給付に係る負債     | 20,612                   | 21,482                    |
| 資産除去債務        | 1,744                    | 9,303                     |
| その他           | 47,575                   | 55,295                    |
| 固定負債合計        | 2,919,810                | 4,035,313                 |
| 負債合計          | 6,446,936                | 6,723,857                 |
| 純資産の部         |                          |                           |
| 株主資本          |                          |                           |
| 資本金           | 100,000                  | 100,000                   |
| 利益剰余金         | 537,390                  | 378,871                   |
| 自己株式          | △76,128                  | △76,128                   |
| 株主資本合計        | 561,262                  | 402,743                   |
| 純資産合計         | 561,262                  | 402,743                   |
| 負債純資産合計       | 7,008,199                | 7,126,601                 |

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

|                       | 前中間連結会計期間<br>(自2025年1月1日<br>至2025年6月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自2026年1月1日<br>至2026年6月30日) |
|-----------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 売上高                   | 2,597,504                                | 2,457,572                                |
| 売上原価                  | 2,340,258                                | 2,154,848                                |
| 売上総利益                 | 257,246                                  | 302,723                                  |
| 販売費及び一般管理費            | ※ 552,741                                | ※ 446,210                                |
| 営業利益 (△損失)            | △295,494                                 | △143,487                                 |
| 営業外収益                 |                                          |                                          |
| 受取利息                  | 745                                      | 1,786                                    |
| 受取配当金                 | 139                                      | 143                                      |
| 不動産賃貸収入               | 30,552                                   | 65,130                                   |
| 不動産取得税還付金             | 2,594                                    | —                                        |
| その他                   | 19,717                                   | 10,204                                   |
| 営業外収益合計               | 53,749                                   | 77,264                                   |
| 営業外費用                 |                                          |                                          |
| 支払利息                  | 54,597                                   | 74,778                                   |
| 不動産賃貸費用               | 1,850                                    | 4,374                                    |
| その他                   | 2,982                                    | 2,130                                    |
| 営業外費用合計               | 59,430                                   | 81,283                                   |
| 経常利益 (△損失)            | △301,174                                 | △147,506                                 |
| 特別利益                  |                                          |                                          |
| 固定資産売却益               | 63                                       | —                                        |
| 特別利益合計                | 63                                       | —                                        |
| 特別損失                  |                                          |                                          |
| 固定資産除却損               | 0                                        | —                                        |
| 特別損失合計                | 0                                        | —                                        |
| 税金等調整前中間純利益 (△損失)     | △301,110                                 | △147,506                                 |
| 法人税等                  | △98,976                                  | 150                                      |
| 過年度法人税等               | —                                        | 10,861                                   |
| 法人税等合計                | △98,976                                  | 11,011                                   |
| 中間純利益 (△損失)           | △202,135                                 | △158,518                                 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 (△損失) | △202,135                                 | △158,518                                 |

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

|                | 前中間連結会計期間<br>(自2025年1月1日<br>至2025年6月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自2026年1月1日<br>至2026年6月30日) |
|----------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 中間純利益(△損失)     | △202,135                                 | △158,518                                 |
| その他の包括利益       |                                          |                                          |
| その他の包括利益合計     | —                                        | —                                        |
| 中間包括利益         | △202,135                                 | △158,518                                 |
| (内訳)           |                                          |                                          |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | △202,135                                 | △158,518                                 |
| 非支配株主に係る中間包括利益 | —                                        | —                                        |

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

|                      | 前中間連結会計期間<br>(自2025年1月1日<br>至2025年6月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自2026年1月1日<br>至2026年6月30日) |
|----------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー     |                                          |                                          |
| 税金等調整前中間純利益 (△は損失)   | △301,110                                 | △147,506                                 |
| 減価償却費                | 31,748                                   | 14,734                                   |
| 退職給付に係る負債の増減額 (△は減少) | △2,701                                   | 870                                      |
| 固定資産除却損              | 0                                        | —                                        |
| 受取利息及び受取配当金          | △884                                     | △1,929                                   |
| 支払利息                 | 54,597                                   | 74,778                                   |
| 固定資産売却損益 (△は益)       | △63                                      | —                                        |
| 売掛金及び契約資産の増減額 (△は増加) | 25,542                                   | 19,124                                   |
| 販売用不動産の増減額 (△は増加)    | △531,949                                 | 44,109                                   |
| 仕掛販売用不動産の増減額 (△は増加)  | △31,775                                  | 314,562                                  |
| 前渡金の増減額 (△は増加)       | 31,400                                   | △7,200                                   |
| 仕入債務の増減額 (△は減少)      | △190,531                                 | 6,266                                    |
| 未払金の増減額 (△は減少)       | △46,593                                  | △60,118                                  |
| 未収又は未払消費税等の増減額       | △19,201                                  | △49,637                                  |
| 未払費用の増減額 (△は減少)      | △6,664                                   | △7,270                                   |
| 契約負債の増減額 (△は減少)      | △6,044                                   | 5,065                                    |
| 預り敷金の増減額 (△は減少)      | 1,687                                    | 2,916                                    |
| その他                  | △31,361                                  | 15,264                                   |
| 小計                   | △1,023,906                               | 224,030                                  |
| 利息及び配当金の受取額          | 884                                      | 1,929                                    |
| 利息の支払額               | △50,466                                  | △82,489                                  |
| 法人税等の支払額又は還付額 (△は支払) | △6,602                                   | 10,748                                   |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー     | △1,080,090                               | 154,217                                  |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー     |                                          |                                          |
| 定期預金の預入による支出         | △154,408                                 | △7,836                                   |
| 定期預金の払戻による収入         | 185,510                                  | —                                        |
| 有形固定資産の取得による支出       | △11,557                                  | △504,869                                 |
| 有形固定資産の売却による収入       | 63                                       | —                                        |
| その他                  | 1,227                                    | △2,100                                   |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー     | 20,835                                   | △514,805                                 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー     |                                          |                                          |
| 短期借入金の純増減額 (△は減少)    | △13,530                                  | △681,650                                 |
| 長期借入れによる収入           | 1,572,405                                | 2,099,300                                |
| 長期借入金の返済による支出        | △816,301                                 | △974,412                                 |
| 社債の償還による支出           | △16,000                                  | △16,000                                  |
| リース債務の返済による支出        | △3,087                                   | △4,361                                   |
| 配当金の支払額              | △22,656                                  | —                                        |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー     | 700,830                                  | 422,875                                  |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | △358,424                                 | 62,287                                   |
| 現金及び現金同等物の期首残高       | 2,085,580                                | 1,408,434                                |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高     | ※ 1,727,155                              | ※ 1,470,722                              |

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前中間純利益または税引前中間純損失に法定実効税率を乗じた金額に、繰延税金資産の回収可能性を考慮しております。

(追加情報)

(財務制限条項)

1. 当社は、2017年10月31日付で、株式会社横浜銀行との間で「金銭消費貸借契約」を締結しております。この契約には下記の財務制限条項が付されております。これに抵触した場合は、抵触が解消されるまでの期間、適用利率に上乗せした利息を支払うこととなります。

(1)純資産維持

各連結会計年度の決算期の末日における当社の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2016年12月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(2)利益維持

各連結会計年度の決算期の末日における当社の損益計算書において、2期連続して経常損益をマイナスにしないこと。

当契約に基づく当中間連結会計年度末の借入金残高は、238,800千円であります。

なお、前連結会計年度末において、上記財務制限条項に抵触しており、適用利率に上乗せした利息を支払っております。

2. 当社は、2025年2月27日付で、株式会社神奈川銀行との間で「金銭消費貸借契約」を締結しております。この契約には下記の財務制限条項が付されております。これに抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(1)純資産維持

各連結会計年度の決算期の末日における当社の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2023年12月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(2)利益維持

各連結会計年度の決算期の末日における当社の損益計算書において、2期連続して経常損益をマイナスにしないこと。

当契約に基づく当中間連結会計年度末の借入金残高は、250,202千円であります。

なお、前連結会計年度末において、上記財務制限条項に抵触していましたが、2026年4月20日付で借入先の金融機関から期限の利益の喪失に係る権利行使を猶予する旨の同意を得ております。

3. 前連結会計年度末において財務制限条項に抵触していた株式会社三菱UFJ銀行との当座貸越契約は、金銭消費貸借契約への切り替えを行っております。当該金銭消費貸借契約に財務制限条項は付されていません。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 販売用不動産及び固定資産の保有目的変更

前連結会計年度(2025年12月31日)

「建物及び構築物」「土地」等に計上していた固定資産731,841千円を流動資産の「販売用不動産」に振り替えております。

当中間連結会計期間(2026年6月30日)

該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

|        | 前中間連結会計期間<br>(自2025年1月1日<br>至2025年6月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自2026年1月1日<br>至2026年6月30日) |
|--------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 役員報酬   | 88,900千円                                 | 61,400千円                                 |
| 給料手当   | 68,748                                   | 72,780                                   |
| 支払手数料  | 47,916                                   | 49,063                                   |
| 租税公課   | 42,887                                   | 20,324                                   |
| 販売手数料  | 35,048                                   | 25,932                                   |
| 退職給付費用 | 4,825                                    | 1,245                                    |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

|                  | 前中間連結会計期間<br>(自 2025年1月1日<br>至 2025年6月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自 2026年1月1日<br>至 2026年6月30日) |
|------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 現金及び預金勘定         | 1,949,698千円                                | 1,689,256千円                                |
| 負の現金同等物としての当座借越  | △29,519                                    | △25,073                                    |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | △193,023                                   | △193,460                                   |
| 現金及び現金同等物        | 1,727,155                                  | 1,470,722                                  |

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|-------------|------------|
| 2025年3月28日定<br>時株主総会 | 普通株式  | 22,656         | 利益剰余金 | 30.00           | 2024年12月31日 | 2025年3月31日 |

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

1. 配当金支払額  
該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

|                   | 報告セグメント     |            |           | その他<br>(注) 1 | 合計        | 調整額<br>(注) 2 | 中間連結<br>財務諸表<br>計上額<br>(注) 3 |
|-------------------|-------------|------------|-----------|--------------|-----------|--------------|------------------------------|
|                   | 総合不動産<br>事業 | タクシー<br>事業 | 計         |              |           |              |                              |
| 売上高               |             |            |           |              |           |              |                              |
| 外部顧客への売上高         | 2,326,269   | 269,973    | 2,596,243 | 1,261        | 2,597,504 | —            | 2,597,504                    |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 2,340       | 28,716     | 31,056    | —            | 31,056    | △31,056      | —                            |
| 計                 | 2,328,609   | 298,690    | 2,627,300 | 1,261        | 2,628,561 | △31,056      | 2,597,504                    |
| セグメント利益又は損失 (△)   | △303,698    | 7,317      | △296,380  | △1,827       | △298,208  | 2,713        | △295,494                     |

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食売上等を含んでおります。

なお、飲食事業は2025年3月をもって廃止しております。

2. セグメント利益又は損失 (△) の調整額 2,713千円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失 (△) は、中間連結損益計算書の営業利益(△損失)と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

|                   | 報告セグメント     |            |           | 調整額<br>(注) 1 | 中間連結<br>財務諸表<br>計上額<br>(注) 2 |
|-------------------|-------------|------------|-----------|--------------|------------------------------|
|                   | 総合不動産事<br>業 | タクシー事<br>業 | 計         |              |                              |
| 売上高               |             |            |           |              |                              |
| 外部顧客への売上高         | 2,132,035   | 325,536    | 2,457,572 | —            | 2,457,572                    |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 2,340       | 15,811     | 18,151    | △18,151      | —                            |
| 計                 | 2,134,375   | 341,347    | 2,475,723 | △18,151      | 2,457,572                    |
| セグメント利益又は損失 (△)   | △167,249    | 20,003     | △147,245  | 3,758        | △143,487                     |

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額 3,758千円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、中間連結損益計算書の営業利益(△損失)と調整を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(単位: 千円)

|                       | 報告セグメント     |          |             | その他    | 合計          |
|-----------------------|-------------|----------|-------------|--------|-------------|
|                       | 総合不動産事業     | タクシー事業   | 計           |        |             |
| 一定の期間にわたって認識する収益(注) 1 | 161, 940    | —        | 161, 940    | —      | 161, 940    |
| 一時点で認識する収益(注) 2       | 2, 135, 995 | 269, 973 | 2, 405, 969 | 1, 261 | 2, 407, 231 |
| 顧客との契約から生じる収益         | 2, 297, 936 | 269, 973 | 2, 567, 909 | 1, 261 | 2, 569, 171 |
| その他の収益 (注) 3          | 28, 333     | —        | 28, 333     | —      | 28, 333     |
| 外部顧客への売上高             | 2, 326, 269 | 269, 973 | 2, 596, 243 | 1, 261 | 2, 597, 504 |

(注) 1. 主に、注文住宅等における請負工事に係る収益であります。

2. 主に、戸建住宅の分譲(土地のみの分譲を含む)に係る収益であります。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務で、金額的重要性が乏しい、又はごく短い期間にわたり充足される履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

3. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

(単位: 千円)

|                       | 報告セグメント     |          |             | 合計          |
|-----------------------|-------------|----------|-------------|-------------|
|                       | 総合不動産事業     | タクシー事業   | 計           |             |
| 一定の期間にわたって認識する収益(注) 1 | 311, 369    | —        | 311, 369    | 311, 369    |
| 一時点で認識する収益(注) 2       | 1, 806, 305 | 325, 536 | 2, 131, 841 | 2, 131, 841 |
| 顧客との契約から生じる収益         | 2, 117, 674 | 325, 536 | 2, 443, 211 | 2, 443, 211 |
| その他の収益 (注) 3          | 14, 360     | —        | 14, 360     | 14, 360     |
| 外部顧客への売上高             | 2, 132, 035 | 325, 536 | 2, 457, 572 | 2, 457, 572 |

(注) 1. 主に、注文住宅等における請負工事に係る収益であります。

2. 主に、戸建住宅の分譲(土地のみの分譲を含む)及び事業用物件の販売に係る収益であります。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務で、金額的重要性が乏しい、又はごく短い期間にわたり充足される履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

3. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                | 前中間連結会計期間<br>(自 2025年1月1日<br>至 2025年6月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自 2026年1月1日<br>至 2026年6月30日) |
|-----------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 1株当たり中間純損失(△)                     | △267円66銭                                   | △210円07銭                                   |
| (算定上の基礎)                          |                                            |                                            |
| 親会社株主に帰属する中間純損失<br>(△)(千円)        | △202,135                                   | △158,518                                   |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)                  | —                                          | —                                          |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属す<br>る中間純損失(△)(千円) | △202,135                                   | △158,518                                   |
| 普通株式の期中平均株式数(株)                   | 755,200                                    | 754,600                                    |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また潜在株式は存在しないため記載しておりません。

## 第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月28日

株式会社サーティーフォー  
取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 今井基喜

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋大樹

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サーティーフォーの2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サーティーフォー及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析の手續その他の期中レビュー手續を実施する。期中レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠してい

ないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上